

医療法人ふなびきクリニック 重要事項説明書

(居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導)

令和6年6月1日現在

1、事業者(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人ふなびきクリニック
代表者名	理事長 舟曳 純仁
所在地・連絡先	(住所) 愛知県犬山市大字前原字桜坪29番地2 (電話) 0568-62-8811 (FAX) 0568-62-3399

2、事業所の概要

(1) 事業所名及び事業所番号

事業所名	医療法人ふなびきクリニック
所在地・連絡先	(住所) 愛知県犬山市大字前原字桜坪29番地2 (電話) 0568-62-8811 (FAX) 0568-62-3399
事業所番号	2313400703
管理者の氏名	舟曳 純仁

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	職務の内容
管理者	1人	従業者及び業務の管理
医師	3人	利用者及びその家族に対する療養上必要な指導・助言
薬剤師	1人	利用者及びその家族に対する薬歴管理や服薬管理

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	常勤 8:30～19:30の8時間勤務
医師	常勤 8:30～19:30の8時間勤務
薬剤師	非常勤 9:00～17:00の2時間程度

(4) 営業日

営業日	営業時間	休業日
月曜～土曜	8:30～17:30	日曜・祝日・事業所が指定した日 (お盆や年末年始等)

3、サービス内容と費用

(1) サービスの内容

居宅療養管理指導の種類	内容
医師(又は歯科医師)が行う 居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)	担当の医師が通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画等作成を依頼する居宅介護支援事業所等及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。 また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。 ※事業者への情報提供については、個人情報ですので、利用者の同意を得て行います。
薬剤師(病院又は診療所)が行う居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)	医師(又は歯科医師)の指示に基づき、薬剤師が利用者の居宅を訪問し、利用者に対して薬学的な管理指導を行います。

(2) 利用料

原則として負担割合証に応じて料金表の利用料金の1割～3割が利用者の負担金となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者には直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受ける時に必要となります。

【料金表】

1単位10円

居宅療養管理指導の種類	利用料金
医師(又は歯科医師)が行う 居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)	居宅療養管理指導費(Ⅱ)
	「在宅時医学総合管理料」または「施設入居時等医学総合管理料」を算定している場合
	(1月に2回を限度として)
	単一建物居住者が1人 (1回あたり) 299単位
	単一建物居住者が2～9人 (1回あたり) 287単位
薬剤師(病院又は診療所)が行う居 宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)	単一建物居住者が10人以上 (1回あたり) 260単位
	(1月に2回を限度として)
	単一建物居住者が1人 (1回あたり) 566単位
	単一建物居住者が2～9人 (1回あたり) 417単位
	単一建物居住者が10人以上 (1回あたり) 380単位
居宅において疼痛緩和のために別に厚生大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている場合は1回につき100円を加算します。	

<単一建物居住者> 当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の医師等が、同一月に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者

4、利用料等のお支払方法

毎月、25日までに前月分の請求書を発行しますので、月末までにお支払いください。お支払方法は、月末にご契約口座からの引落としになります。なお、月末に残高不足で引き落としが出来なかった場合は、翌月15日(土日祝日の場合は前営業日)に再度引落としをさせていただきます。

※入金確認後、領収書を発行します。

5、事業所の特色等

(1) 事業の目的

医師及び薬剤師が通院困難な要介護状態または要支援状態にある者の自宅を訪問し、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

要介護・要支援者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 秘密保持

居宅療養管理指導を実施するにあたって知り得た秘密を漏らしません。

ただし、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターに居宅サービス計画、介護予防サービス計画(ケアプラン)作成のために利用者の情報を提供する必要があります。この情報については利用者またはその家族の了解のもとで、居宅介護支援事業者等に提供します。

6、事故発生時の対応および損害賠償

(1) 事業所は、サービスの提供にともなって、事故が発生した場合には、速やかにご利用者の身元引受人または代理人に連絡するとともに必要な措置を講じ、市町村に連絡いたします。併せて事故発生の原因・再発防止の検討を行います。

(2) 事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

7、サービス内容に関する苦情相談窓口

利用者様及びそのご家族等からの相談を受けた場合は事業所は、事実関係を調査し、その結果並びに改善方法について速やかに対応いたします。事業所は苦情申し立てがなされたことをもって、ご利用者様に対しいかなる不利益、差別的取扱いもいたしません。

苦情相談窓口として、下記相談窓口にご相談ください。当事業所以外についてはお住いの市町村、もしくは愛知県国民健康保険団体連合会にて苦情の申し立てをすることができます。

<苦情相談窓口>

事業所の窓口	医療法人ふなびきクリニック 舟曳 純仁（不在時は他の職員が対応）	TEL 0568-62-8811
市町村（保険者）の窓口	☐ 犬山市役所高齢者支援課 ☐ その他（ ）	TEL 0568-44-0326
公的団体の窓口	愛知県国民健康保険団体連合会	TEL 052-971-4165

8、緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変等があった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所等へ連絡します。

9、虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために以下のことに取り組みます。

①虐待防止のため、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

②虐待防止のための指針を整備します。

③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に開催します。

④上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を発見した時は、速やかに、各市町村窓口に通報いたします。

10、身体拘束

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者及び利用者の後見人又はその家族（後見人がなく、かつ身寄りがいない場合には身元引受人）に対して事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、同意を得た上で、身体拘束等適正化のための指針に基づき、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11、衛生管理

(1)事業所の食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2)必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を策定しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

12、業務継続計画の策定

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する利用サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

事業者	事業者名	医療法人ふなびきクリニック
	事業所名	医療法人ふなびきクリニック 居宅療養管理指導
	代表者名	理事長 舟曳 純仁

説明者	氏名	<u>佐伯 雅子</u>
-----	----	--------------

私は、医療法人ふなびきクリニックの重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和	年	月	日	氏名	<u></u>
				代筆者	<u></u>
					(続柄)